

## 越前市認知症カフェ事業実施事業者募集要項

### 1 業務の趣旨

越前市では、認知症となっても住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるよう、また認知症の人と家族の在宅介護を支援するため、認知症の人とその家族、地域住民、ボランティア、専門職等の誰もが参加でき、集うことができる認知症カフェ事業を実施する事業者を募集する。

### 2 業務の内容

別紙越前市認知症カフェ事業業務実施仕様書による

### 3 応募できる団体

(1) 事業を実施するために下記に挙げる必要な人材を1名以上確保することができること。

- ・認知症の医療や介護における専門的知識及び認知症ケア若しくは在宅ケアの実務経験を概ね3年以上有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等

- ・認知症の相談業務に従事した経験のある者

(2) 市内に事業所や活動拠点があること。

(3) 市の実施している認知症対策事業と連携し、認知症予防に効果的な事業として展開できること。

(4) 地域住民やボランティア（越前市家族やすらぎ支援員等）の活用を積極的に行うよう努めること。

### 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 委託料 上限380,000円（税込）

（対象となる経費）

人件費	業務に直接関与する者の作業時間に応じて支払われる経費
報償費	研修や講座を開催する際、依頼した外部講師への謝金
需用費	事務用品、文具、材料費等やパンフレット、チラシの印刷製本費
食糧費	研修会等に伴うお茶代や食材料費等の食糧費
役務費	切手代、はがき代、通信料、広告料、各種手数料、各種保険料等
使用料及び賃借料	カフェ設置に伴う会場の賃借料または使用料、機材の借り上げ等

### 6 募集団体数

7団体

（参考）令和7年度実施地区

- ・国高地区・西地区・栗田部地区・岡本地区・吉野地区・大虫地区
- ・味真野地区・王子保地区

### 7 応募方法等

- ① 応募期間 令和8年2月9日（月）～令和8年3月2日（月）必着  
8時30分～17時15分(ただし、土曜・日曜・祝祭日は除く)
- ② 提出書類 次の書類を郵送又は直接持参してください。
- ・受託申請書
  - ・資格証明書の写し
  - ・事業計画書、認知症カフェの周知用チラシ
  - ・所在地及び業務内容が分かるもの  
例：定款又は会則の写し（最新のもの）  
法人登記簿謄本の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの）
  - ・見積書
- その他、必要な書類の提出を求める場合がある。

## 8 選考スケジュール

応募のあった団体の中から、選考によって委託先を決定し、結果を文書で通知する。

令和8年2月 9日（月） ～3月 2日（月）	応募申請の受付期間
～3月 9日（月）	書類審査
3月 16日（月）	※事業者選考会 (プレゼンテーション、ヒアリング)
3月 19日（木）予定	委託事業者決定通知発送予定

※ 応募団体が多数の場合は、事業者選考会を実施する。

## 9 その他

議会において予算不成立の場合は、募集や審査を中止、契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

## 10 問合せ先・応募書類提出先

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7  
越前市市民福祉部長寿福祉課（⑧番窓口）  
TEL：0778-22-3784 FAX：0778-22-3257  
E-mail：[tyoujyu@city.echizen.lg.jp](mailto:tyoujyu@city.echizen.lg.jp)